

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	41	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	一定の国内航空機に係る特例措置の延長	
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内線に就航する航空機（離島路線就航機に係る固定資産税の特例措置の対象となるもの及び専ら遊覧の用に供するものを除く。）</p> <p>・特例措置の内容 国内線に就航する航空機の課税標準を次のとおりとする。（軽減対象・軽減率について現行どおり） 最大離陸重量 200t以上 最初の3年度分 2/3 200t未満* 最初の5年度分 2/5 ※地方路線就航時間割合が2/3以上の航空機に限る。 地方路線就航時間割合が2/3未満の航空機は、最大離陸重量200t以上のものと同様に3年度分2/3を適用。 適用期限を平成26年3月31日まで2年間延長する。</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第15条第4項 地方税法施行規則附則第6条第16項及び第17項</p>	
減収見込額	<p>(初年度) - (▲2,845) (平年度) - (▲2,395) (単位:百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 国内線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準について軽減措置を講ずることにより、安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国航空会社においては、平成23年度から平成25年度を「集中改革期間」と位置付け、コスト削減を図り、グローバルベースで優位な収益体質を構築しようとしているところであり、国としては、同期間の航空機燃料税の税率を26,000円/キロリットルから18,000円/キロリットルに軽減しているところ。 地方航空路線は、地方への移動手段として、地域経済・社会を支える公共的な役割を担っているが、需要規模が幹線に比べ小さく、採算性が低いことから、その路線維持が課題になっている。 また、本年3月に発生した東日本大震災の影響により、航空需要は大幅に減退している。本大震災は、過去、我が国航空会社が経験したリスクイベント(米国同時多発テロ事件(2001年)・SARS(2003年)・世界金融危機(2008年))と異なり、我が国が当事国であるがゆえに、我が国航空会社に重大な影響を与えており、安定的な収入基盤である国内市場において旅客数が減少している。国際線についても、これまでのリスクイベント同様、旅客数が減少している。需要減退の経営に対する影響は大きく、極めて厳しい経営環境に直面している。 これらのことから、地方航空路線維持のために、対策を講じなければ、地方路線から撤退する動きが加速される懸念がある。 地方路線からの撤退を防ぎ、利便性の高いネットワークを維持していくためには、機材の維持に伴って発生するコストの軽減が不可欠であることから、本特例措置の延長を要望する。 	
本要望に対応する縮減案		
ページ		41 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域関連連携等の確保・強化 施策目標：24 航空交通ネットワークを強化する。
	政策の達成目標	航空会社の機材維持に係るコストを軽減することにより、地方路線からの撤退を防ぎ、利便性の高いネットワークを維持する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	地方路線数の前年対比維持率 平成22年度 100.4% → 平成24年度 100%
	政策目標の達成状況	地方路線数を前年対比100%維持している。 廃止路線の中には、関西3空港間の路線統合や定期便から不定期便に転換している路線が含まれており、これらの特殊要因を勘案すると、実質的には、地方路線数は2年間で7路線(3.0%)増加している。
有効性	要望の措置の適用見込み	定期航空運送事業者(21社)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置により、機材の維持に伴って発生するコストの軽減が図られること、需要規模は小さく、採算性が低いものの、地域経済・社会を支える公共的な役割を担っている地方路線からの撤退を防ぎ、利便性の高いネットワークを維持することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【国税】 ・航空機燃料税の軽減措置(租税特別措置法第90条の8) 本則 26,000円/キロメートル→18,000円/キロメートル ・航空機部分品に係る関税の免除
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・補助金その他 着陸料軽減 地域公共交通確保維持改善事業(離島航空) 離島路線就航機に係る航空機購入費補助
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制、予算措置等を含め、離島路線を含む国内地方路線の維持を図っている。 上記予算措置等については、離島路線に焦点をあてている一方、本要望項目は離島路線を除く国内線に焦点をあてているものである。
	要望の措置の妥当性	国としては、国内地方路線維持のため、航空機燃料税の軽減、関税の免除、着陸料の軽減など、様々な対応を図っているところ。 機材の維持に伴って発生するコスト(固定資産税)の軽減を公平性をもって図るためには、地方路線が維持されることにより直接受益する地域において、一律に軽減措置を実施することが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
	軽減機数(機)	34	39	44	49	52	
	軽減額(百万円)	827	801	1,351	1,163	1,259	
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
	国内線	便数	742	741	726	717	714
		旅客数	9,697	9,485	9,066	8,387	8,219
	地方路線数	255	247	231	229	230	
(単位 便数:千便 旅客数:万人)							
前回要望時の達成目標	地方路線数の維持率(対前年度比) 94%(平成20年度) → 100%(平成23年度)						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成21年度においては、開設10路線に対し、廃止12路線。 開設路線のうち1路線は、伊丹空港発着路線の他に神戸空港発着路線が開設されたもの。 また、廃止路線のうち7路線は、神戸空港・関西空港発着路線を、伊丹空港発着路線に統合したものであり、いずれも、実質的な路線の増減ではない。</p> <p>平成22年度においては、開設10路線に対し、廃止9路線。 開設路線のうち3路線は、平成21年度同様、近隣空港の発着路線が開設されたもの。 廃止路線のうち4路線は、関西空港発着路線を、伊丹空港発着路線に統合したもので、また、1路線は、定期便が不定期便に変更されたものであり、いずれも実質的な路線の増減ではない。 なお、開設路線のうち1路線は、平成21年度に伊丹空港への路線統合により廃止された路線(神戸-鹿児島)が復活したものである。</p> <p>平成22年度末の地方路線数は、平成20年度末対比、▲1路線であるが、路線の増減の中には、近隣空港発着便の開設による4路線増加、統合による11路線減少、定期便から不定期便への転換による1路線減少が含まれており、実質的には、7路線増加していると評価できる。</p>						
これまでの要望経緯	昭和29年度 制度創設 平成16年度 最大離陸重量130t未満の航空機に対する軽減率を拡充。 平成18、20年度 各2年間延長 平成22年度 最大離陸重量引き上げ(130t→200t)、200t未満の軽減率・期間を拡充のうえ2年間延長。						
ページ	41 — 3						